

休日在宅当番医のお知らせ

9月下旬から、10月の休日在宅当番医は下記のとおりです。内・外科とも原則的には午前9時から午後5時までですので、その時間内に受診してください。

時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。

内 科	外 科
星野(山)医院	岩崎 医院
山喜 医院	金井 医院
星野(南)医院	寺師 医院
内島 医院	石川 医院
山谷 医院	佐々木 医院
霜鳥 医院	岩崎 医院
小林 医院	金井 医院

◆照会は中之島村役場 ☎02586-6-2002
◆救急車の要請は与板郷消防署 ☎025872-2572

目的
(2)(1) 青年のみなさんが何を感じ、何を考えているのかを一般の人びとに強く訴えるとともに、若い世代の、清新にしてかつ建設的な意見を交換することを目的としています。

今年の課題
(2)(1) 青春・ここに打ち込むわたしの生き方を変えたもの

応募方法
(3)いま、日本を考える。
新潟県に在住し、昭和三十二年一月十六日から昭和四十二年四月一日までに生まれた方で、性別・職業・学歴および国籍は問いません。
内で発表が終わる原稿(四百字以内)で一つを選んで、五分以内に課題から選び、電話番号(四百字以内)で原稿を提出して下さい。

参加資格
年齢未満の方は、性別・職業・学歴および国籍は問いません。
内で発表が終わる原稿(四百字以内)で一つを選んで、五分以内に課題から選び、電話番号(四百字以内)で原稿を提出して下さい。

原稿締切
十月二十二日(金)
午後5時
新潟市弁天一四十五号
NHK新潟放送局

送り先・問い合わせ
電話番号(四百字以内)
「青年の主張」係
新潟県大会(十一月二十日)
新潟市弁天一四十五号
NHK新潟放送局

NHK青年の主張
—第二十九回全国コンクール新潟県大会—

詰め原稿用紙四枚以内

十月二十二日(金)
午後5時
新潟市弁天一四十五号
NHK新潟放送局

「青年の主張」係
新潟県大会(十一月二十日)
新潟市弁天一四十五号
NHK新潟放送局

広報 なかのしま

昭和57年
9月 №110

9月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課
〒954-01 ☎02586(6)2002



収穫の秋

おもな内容

- 敬老特集 ②~⑤
- カメラ散歩 ⑥~⑦
- 健康づくりは食卓の見直しから ⑧~⑨
- 狂犬病予防注射のお知らせ ⑩
- 赤い羽根の共同募金運動 ⑪
- 行政等の合同相談所を開設 ⑫
- 青年の主張の原稿募集 ⑬

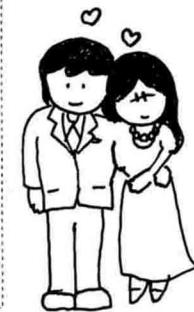
一、わたくしたちは、恵まれた自然に感謝し郷土を愛し、働く喜びを知る家庭と村をつくりましょう。

一、わたくしたちは、健康で笑顔に満ちた心のかよう家庭と村をつくりましょう。

村民憲章

人口のうごき

—8月31日現在—
() 内は前月比
人口 11,309人 (+22)
男 5,555人 (+9)
女 5,754人 (+13)
世帯数 2,256戸 (+2)

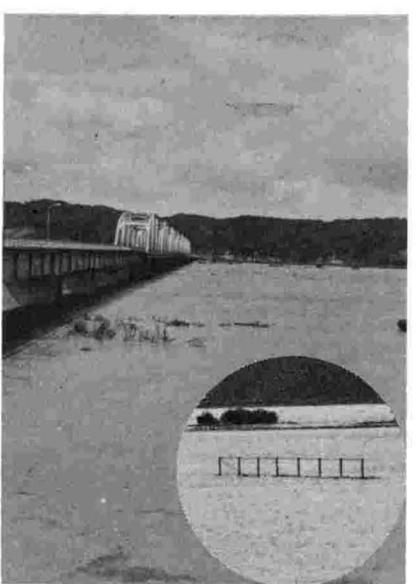


心配ごと相談
(行政・人生相談も含む)

●毎週火曜日 午後1時~4時
●中之島村公民館

**風せん便り**

9月14日、中之島中央小の児童会では、開校5周年を記念して“風せん便り”を実施。拾った人から返事がくるよう願いをこめて、風せんを飛ばしていました。

**警戒水位を越えた信濃川**

台風十八号により、信濃川が増水し警戒水位を越えたため、与板橋も通行止になりました。九月十三日のことでした。(スポーツ広場もバッケネットが少し見えるだけ……円内の写真)

早朝マラソン

八月二十二日、恒例の早朝マラソンが開催され、約一一〇名の村民が参加しました。

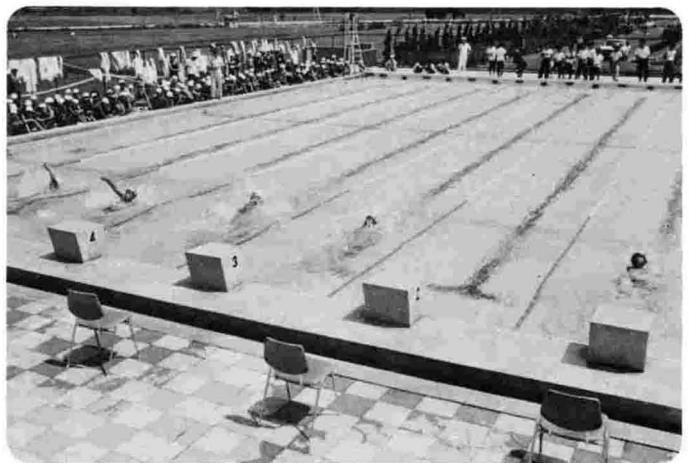
**村内小学校親善水泳大会**

8月24日、村内小学校5・6年生による、はじめての親善水泳大会を中之島中央小プールで開催。選手たちは水しぶきをあげて、7種目(25m・50m自由形、25m・50m平泳ぎ、25m背泳ぎ、75m個人メドレー、100mリレー〈5年〉・200mリレー〈6年〉)の公認記録に挑戦していました。

**婦人消防隊**

「日中の防火体制は主婦の手で」と、消火訓練を行う下沼新田の婦人消防隊。

—8月28日—

**スポーツふたつ**

“激しくぶつかれ心を燃やせ”をスローガンに、9月19日開催された中之島北中の大運動会。生徒達は、赤・青・白の3チームに分れ、一日中さわやかな汗を流していました。(写真は、2年生男女混合による「気楽につきあおうよ」の一コマ)



日頃の運動不足を解消——町内11チーム(団体種目は6チーム)に分れて、熱戦が繰り広げられた中之島学区民大運動会。(写真は、団体戦による「大玉送り」の決勝の様子です——9月19日開催)

第4回郷土芸能発表会

●日時／11月7日(月)午前9時30分より ●会場／中之島中央小体育館

**第5回村民祭**

●期日／10月24日(日)
●会場／中之島村公民館

灯ろう押し合い

七つの町内で、それぞれ趣向を凝らした灯ろう七基が、結び合って、押し合いながら旧国道八号線を練り歩く“灯ろう押し合い”。今年も八月二十五日の夜、盛大に行われ、その豪快さに沿道の見物客は、すっかり魅了された様子でした。



最近一般に自己本位で、他人のことは考えない風潮が強いと言われています。それがそのまま、他人の迷惑を考えない乱暴な運転となつたり、交通ルールを無視した歩行や自転車の乗り方になつたりしているようです。

ドライバーは歩行者や自転車乗りを保護する気持ちで運転し、歩行者や自転車乗りは自動車の特性を理解して通行すれば、もつともっと交通事故は減少すると思われます。

「どうぞ」「どうも」のゆずり

合いかたいせつです。

◎ドライバーは

お先にどうぞ」の

気持ちで運転を

こどもの事故は「とび出し」により、お年寄りの事故は「道路横断中」に多発しています。

こどもとお年寄りには「お先にどうぞ」と、道をゆずつてやります。

また、ドライバー同志でも、交差点や追い越しの際は「お先にどうぞ」とゆずり合い、安全を確かめる気持ちがたいせつです。

ありがとうございます。

お先にどうぞ」と会釈して、感謝の気持ちを表します。

（目 的）この運動は、交通事故を防止するため、すべての県民が積極的に家庭、職場、地域等あらゆる場所で、いつでも、だれにでも、交通安全のための「愛の一聲」をかけあうことによって実現します。

（運転の重点）（1）家庭、職場、地域ぐるみでの運転の重点

（2）街頭での歩行者、自転車利用者等に対する「愛の一聲」の呼びかけ

（期 間）昭和57年4月1日（木）から昭和58年3月31日（木）まで

（解 説）元青森県警本部長樹谷氏が北海道警察本部長として奥尻島を巡回したとき、この「遺書」を見て感動し、「運転者への戒め」として執筆された隨想から、樹谷氏の随想の最初に、お父さんのもとに行けるのも知らずに！

子どもたちは「お父さんどうしたの」「なぜテレビがなくなったの」「テレビが見たい」とせがみます。子どもたちは今すやすやとねむっています。これからよびください。でも、子どもたちもたのこしたなら、あの子どもたちの生活を考えるとあわれでなりません。

署長さん、この小さな子どもたちの命をうばう母をばかな女とおもふことは出来ません。

いくらお金あげたからと言つて、亡くなれた人の命をもご遺族の方の気の済みよう弁償したいと思います。

私も財産がたくさんあれば、ご遺族の方の気の済みよう弁償したいと思います。

それでも将来家を建てるために貯金していたお金が九十七万円でした。

ご遺族のご両親は親戚回りをしても倍償金を出しなさいと申

とを各運転者は脳裏に刻み込み、この「遺書」を読んで十人のうち三人でも安全運転に心していただければ幸いである。

たとえば、夫の罪をおゆるしくされ、夫と子ども二人の命とひきかえに、夫の罪をおゆるしくされることは決してご無理なことではあります。私の夫さえ酒を飲まないで運転していくことを目的としています。

図り、歩行者も自転車利用者も、自動車の運転者も正しい交通ルールとマナーの実践を、習慣づけることを目的としています。

また、これからは日没が早いために、こどもや老人、自転車利用者等の危険な行動を見かけたときは、笑顔で正しい歩行や自転車乗りをしてドライバーの横断についての「愛の一聲」をかけるなどして、村内から悲惨な交通事故をなくしましょう。

そのため、夕方から夜間ににおける交通事故が心配されます。歩行者、自転車乗りそしてドライバーのみなさん、夜はとくに交通ルールを守って安全運転をお願いします。

地域農政推進対策事業

地域農業者の創意と自主性に基づいて、地域ぐるみで
農用地の利用増進と地域農業の組織化を促進するために!!

中之島村では、昭和55年度に「地域農政総合推進事業」、57年度に「農用地高度利用促進事業」の指定を受け、現在次のような事業に取り組んでいます。
事業のあらましは、次のようになっています。

ねらい

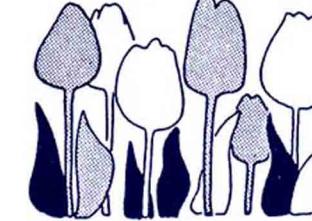
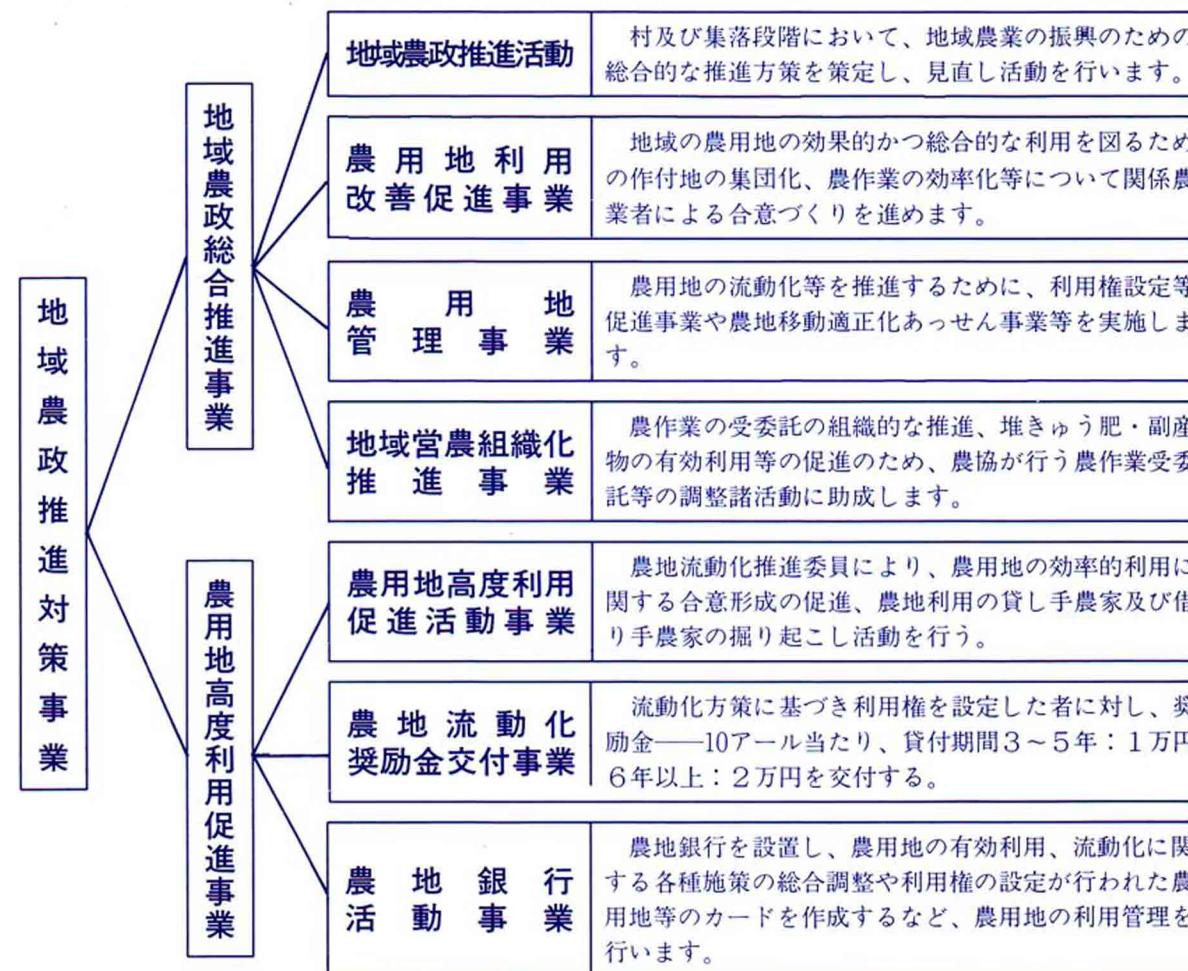
▶農村における兼業化、混住化の進行など農地と農業の担い手に関する諸問題を地域農業者の創意と自主性に基づき、地域の実状に応じ解決していくこうとするものです。

▶地域でかかえている課題を、農業者自らの問題として認識し、話し合い、課題解決への合意形成を図り、これを農業施策へ直接反映させる体制づくりを進めます。

これにより、意欲的に農業に取り組む者の創意と自主性に基づく地域農業の振興を図ると共に、農用地等の確保及び有効利用と今後の構造政策の中軸となる農用地利用増進事業を中心とする農用地の利用の改善を通して、農業の担い手の育成及び地域農業の組織化を図ろうとするものです。

しくみ

▶地域農政推進対策事業は、次の事業を関連づけながら総合的に実施するものです。



農地の貸し借りは――

安心できる『農用地利用増進事業』で!!

「農業以外の仕事が忙しい」「農地が少ないので機械をそろえると高くつく」また、「体が弱くなり農作業も骨が折れる……」など——と思って、「自分で農業をやめても、農地は手放したくない」「他人に借すと小作料は安いし返してもらえない」という不安「高い離作料を払うのはいやだ」という人もおられると思います。

このような不安を取り除き、兼業農家の人が農地を所有したまま安心して他産業に従事でき、一方、規模拡大を目指す農家がこれを利用して、農業経営の安定を図れるように、村では昭和57年度から「農地利用増進事業」に取り組んでいます。

特徴は……

- ①農地の貸し借りには、農地法の許可は必要ありません。
- ②農地を貸しても約束の期限になれば、土地は確実に返してもらえます。
- ③農地を返してもらうとき、離作料の支払いは必要ありません。
- ④貸借の期間は、3年、6年、9年、12年で、農地法第20条の制限も受けません。

貸借できる土地は……

中之島村内にある、市街化区域農地を除く全農地

借り手の条件は……

自分で農地を効率よく利用して、農業を行える人。

途中で農地を返してもらうには……

原則として、期間中の解約はできません。ただし、公共事業その他やむを得ない事情が生じたときは、農業委員会と村に協議して解約することもあります。

借貸(利用料)と支払方法

借賃は農業委員会で定めている標準小作料（10アール当たり、54,300円）を十分考慮したうえで決めてください。

支払いは原則として、貸し手の農協口座へ毎年12月31日までに、借り手が責任をもって支払います。

貸借の期限が切れたときは……

貸し借りは自動的に終了し、借り手には利用権がなくなりますから、期限日から30日以内に貸し手に返さなければなりません。ただし、引き続いて貸し借りを続けたいときは、再び申し出をして利用権を設定してください。

事業の申し出は……

この事業による貸し借り（利用権設定）を希望される方は、農地流動化推進員（農業委員、農協営農指導員）にご相談のうえ、相手方と十分話し合い、10月9日（土）までに、農地流動化推進員（または農協、農業委員会事務局）へ手続きをお取りください。

▼貸し手に奨励金が交付されます
(10アール当たり)

対象地	期間	金額
農地	3年～5年	10,000円
"	6年以上	20,000円

（注）農業振興地域内の農用地で、昭和57年～61年の5年間に限られ、同一農地には一回しか交付されません。

